

## 短期保険証の発行基準

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

| 市町村名    | 短期保険証の発行基準  |
|---------|---|
| 1 名古屋市  | 催促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯   |
| 2 豊橋市   | 被保険者証の更新時において、前年度の第6期以前の保険税に滞納がある世帯   |
| 3 岡崎市   | 現年度及び過年度で保険料が滞納になっている世帯で、事情がないのに納付相談、納付約束に応じない場合で個々に判断している  |
| 4 一宮市   | 次のいずれかに該当する方に発行 ・保険証の更新年度の前年において、国保税に一定以上の滞納額があり、前年度の1月以降納付のない方 ・更新年度以外の年度において課税された国保税を滞納している方のうち、市長が必要と認めたもの   |
| 5 瀬戸市   | 誓約した分割納付の履行状況、現年度保険料額に対する1年間の納付額の割合など   |
| 6 半田市   | ①国保税を一年以上納付していない世帯 ②国保税の納税誓約書の履行が6カ月以上滞り、継続的な折衝が判断とされた世帯 ③再三にわたる催促状及び催告にもかかわらず、複数年度にわたり国保税の滞納があり、継続的な折衝が必要と判断された世帯  |
| 7 春日井市  | 2年以上滞納しており、滞納額が30万円を超えている場合   |
| 8 豊川市   | 被保険者証更新時に保険料の調定が4件以上あり、その保険料について納付の無い者  |
| 9 津島市   | 津島市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付並びに保険給付の支払の差し止め等に関する取扱要綱の規定に基づき、その世帯の状況を考慮して対応しています。なお、令和3年8月更新分から、短期保険証交付基準に基づき、国民健康保険税の納付状況に応じて6カ月、3カ月、1カ月の短期保険証を交付しています   |
| 10 碧南市  | 更新時及び交付時に過去2年間の国保税の2分の1以上を滞納している世帯  |
| 11 刈谷市  | 1年:1年以内に完納の見込みであるとき 6カ月:分納約束が守られている時 3カ月:分納約束が守られていないとき   |
| 12 豊田市  | 国民健康保険税に未納がある場合   |
| 13 安城市  | 国保税に滞納がある世帯   |
| 14 西尾市  | 保険証一斉更新時に、前年度以前の国保税に未納がある者に発行している   |
| 15 蒲郡市  | ・現年度の保険税をおおむね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主 ・前年度の保険税をおおむね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主 ・複数年にわたり保険税を滞納している世帯主   |
| 16 犬山市  | 保険税の未納税額が3カ年度以上ある世帯かつ未納額が100万円以上の世帯   |
| 17 常滑市  | 世帯主が国民健康保険税の納期限から1年を経過するまでの間に納付しない世帯のうち、保険税の滞納額が減少した世帯  |
| 18 江南市  | 前年度の年税額の2分の1以上滞納している場合  |
| 19 小牧市  | 今回から分納開始又は分納履行中(自動更新あり):有効期限3カ月/左記以外(自動更新なし)・今回納付なし、今回納付額が1%(1%が2,000円を下回る場合は2,000円)未満:被保険者証明書2週間 ・今回納付額が1%(1%が2,000円を下回る場合は2,000円)以上かつ10%未満 又は窓口にて納税相談を行い特別な事情があると認める場合:有効期限1カ月 ・今回納付額が1月交付額の2カ月分で特別な事情がある場合:有効期限2カ月 ・今回納付額が10%未満で特別な事情がある場合:有効期限3カ月 ・今回納付額が10%以上25%未満:有効期限3カ月 ・今回納付額が25%以上50%未満:有効期限6カ月 ・今回納付額が50%以上:有効期限12カ月 |
| 20 稲沢市  | 前年度以前の国保税の滞納額が5万円以上で、計画的な納付が認められない世帯  |
| 21 新城市  | 滞納額が30万円超に達した世帯   |
| 22 東海市  | ○か◇のいずれかに該当する世帯の世帯主に発行する。 ○国保税を納期限の翌日から起算して6月を超えて滞納した世帯で、納付指導、納付相談又は分納誓約を行った結果、自主的な納付をしても滞納額の減少が見込まれないと判断されるもの ◇国保税を納期限の翌日から起算して6月を超えて滞納した世帯で、納付指導及び納付相談に応じないもの   |
| 23 大府市  | 前年度以前の国民健康保険税(延滞金含む)に未納のある世帯  |
| 24 知多市  | ・3カ年度以上の保険税を滞納している世帯 ・複数年度にわたり年税額の2分の1を超える滞納額がある世帯 ・資格証明書の交付対象世帯であって、納付相談等において、取り決めた保険税の納付方法により、誠意をもって、履行することを誓約した世帯のうち、定期的に納付が履行された世帯  |
| 25 知立市  | 過年度の課税額のうち、2分の1以上の滞納がある世帯   |
| 26 尾張旭市 | ①20万円以上滞納している方 ②保険証の更新年の7月末以前2年間に国民健康保険税を納めていない方  |
| 27 高浜市  | 2年ごとの被保険者証更新時に国保税を滞納している世帯の被保険者   |

| 市町村名     | 短期保険証の発行基準   |
|----------|--|
| 28 岩倉市   | ・保険税を1年以上全く納付していない世帯 ・保険税の納付誓約書の履行が2分の1以下の世帯 ・国民健康保険加入時において資格取得日が1年以上遡及する世帯  |
| 29 豊明市   | 2カ年度相当分以上の保険税を滞納している世帯 年度ごとに部分的に滞納があり当該納期数の合計が16以上である世帯  |
| 30 日進市   | (交付対象)世帯主が被保険者証更新日において、保険税を納期限後6月以上滞納し、かつ、次のいずれかに該当する場合には、短期保険証を交付します。ただし、世帯主が国民健康保険法施行規則第5条の5に規定する公費負担医療の対象者又は災害等特別な事情を有する物である場合を除きます<br>(1)当該世帯主に係る滞納金について、納付誓約を行い、分割納付をしているとき (2)当該世帯主に係る滞納金額の一部を納付したとき   |
| 31 田原市   | 被保険者証更新時(隔年8月)の初日において、前年度以前に課税された国保税の滞納額が10万円以上あり、戸別訪問、電話催告、文書催告等を行っても納付に応じない世帯  |
| 32 愛西市   | 国民健康保険者被保険者証更新事務取扱要領を参照  |
| 33 清須市   | 被保険者証一斉更新時に前年度までに滞納がある世帯に対し、短期被保険者証を交付   |
| 34 北名古屋市 | 保険証の一斉更新時(2年毎)に、前年度以前分の国民健康保険税滞納世帯   |
| 35 弥富市   | 過年度分に滞納がある世帯   |
| 36 みよし市  | ・国民健康保険税の滞納期間が3年以上あり、かつ滞納額が150万円以上あること ・国民健康保険税の滞納額が30万円以上150万円未満であり、かつ一つの年税額の2分の1以上の滞納額があること  |
| 37 あま市   | 資格取得後、未納があるとき  |
| 38 長久手市  | 国保加入後一度も納付がなく、納税相談に応じていない世帯  |
| 39 東郷町   | 前年度の国民健康保険税に滞納がある者等  |
| 40 豊山町   | 過年度に滞納がある方   |
| 41 大口町   | ・被保険者証の交付の前日1年間に納付された現年度分及び滞納繰越分の国民健康保険税の合計額(以下「納付済国保税額」という)が、納付すべき国民健康保険税額の3分の1以上2分の1未満の場合 6月 ・納付済国保税額が納付すべき国民健康保険税額の3分の1であって、納付計画を履行している場合 3月 ・納付済国保税額が、納付すべき国民健康保険税額の3分の1未満であって、納税指導に応じず、又は納付計画を履行しない場合 1月  |
| 42 扶桑町   | 前年度において保険年税額の1/2以上に相当する滞納額がある世帯(納付計画に従って納付されている場合は除く)  |
| 43 大治町   | 一斉更新の調停年度で前年度以前に滞納がある場合  |
| 44 蟹江町   | 1年以上、国保税(延滞金を含む)の未納がある世帯   |
| 45 飛島村   | 過年度に滞納がある場合  |
| 46 阿久比町  | 保険証交付時に国保税に滞納がある世帯   |
| 47 東浦町   | 長期保険証→短期保険証 長期保険証を交付されている世帯のうち、当該保険証の有効期限の属する年度を基準年度とし、前年度以前において、保険税の全部又は一部を滞納している年度が3年度以上(連続しない場合も含む)ある世帯/資格証明書→短期保険証 資格証明書の交付対象となっている世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯 (1)当該世帯に属する18歳以下の者が国民健康保険に加入することとなったとき (2)当該世帯に属する被保険者が公費負担医療を受けることとなったとき (3)当該世帯主が納付誓約書を提出した後、3回以上納付を履行し、かつ今後も納付計画に従って納付されると見込まれるとき (4)特別な事情等が認められるとき |
| 48 南知多町  | 納期限後1年以上の滞納がある世帯又は、資格証明書交付対象世帯のうち、公費負担医療対象者  |
| 49 美浜町   | 一斉更新時点において、前年度の3期分以上の未納のある世帯   |
| 50 武豊町   | ①保険税の滞納が1年未満であり、納税誓約書により分納している場合 ②保険税の滞納が1年以上であつても重病等の「特別な事情に係わる届出」により、審査委員会において短期証の発行を認定した場合  |
| 51 幸田町   | 2年ごとの保険証一斉更新時に、1期以上の滞納がある場合に短期保険証の対象としている  |
| 52 設楽町   |  |
| 53 東栄町   | 特別な事情がなく、6カ月以上保険料を納めていないもの   |
| 54 豊根村   | 特別な事情があると認められる場合を除き、半年間以上連続して保険税を納付していない世帯   |